

## 「ユネスコ加盟 70 年の歴史をたどる」

本コラムは 2021 年の日本のユネスコ加盟 70 年を記念して、当時の文部科学省大臣官房文部科学戦略官である町田氏が個人的な見解を記したものです。内容は 2021 年執筆当時のものであり、また、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会をはじめ、日本政府の公式な立場を示すものではありません。

### 第 18 回：ユネスコのコミュニケーション・情報事業

(文責／町田 大輔)

ユネスコの名称には「教育」「科学」「文化」が含まれていますが、ユネスコの事業には第四の柱「コミュニケーション・情報 (Communication and Information)」があります。初期のユネスコの事業と担当部局の構成を見ると、「教育」、「自然科学」、「社会科学」、「文化活動」、「大衆通報」、「人物交換」の 6 つがあります。現在の「コミュニケーション・情報」事業は、「大衆通報 (mass communication)」と呼ばれた事業を引き継いでいると考えられます。

初期の「大衆通報」事業の目的は、「大衆通報のあらゆる方法を通じて諸人民が相互に知り且つ理解することを促進する事業に協力すること」(ユネスコ憲章第 1 条第 2 項 (a)) および「いずれの国で作成された印刷物及び刊行物でも、すべての国の人民が利用できるようにする国際協力の方法を発案すること」(同項 (c)) でした。実施された事業としては、『ユネスコ・クーリエ』(月刊雑誌)の出版、各国の新聞への「ユネスコ・フォーチャーズ」(週刊)の提供、「ユネスコ・フィルム」の制作・提供、「ユネスコ・ラジオ」の運営(番組の制作・提供)といった広報出版事業のほか、情報の自由な流通を促進する活動やマス・コミュニケーション技術の文献センターの運営が挙げられます。第 15 回(文化事業)で言及したユネスコ・クーポン制度の創設・実施や書籍や視聴覚教材の輸入に際して関税を免除する国際協定の提唱・実現も、「大衆通報」事業に含まれます。「教育」、「科学」、「文化」が縦割りの分野別事業だとすると「大衆通報」は分野横断の横串の事業と言えます。

1970 年代になると情報分野の政府間プログラムが誕生します。1960 年代後半から 3 年にわたって国際学術連合会議(ICSU；現在の国際学術会議)とユネスコの間で検討されてきた世界科学情報システム(World Science Information System；UNISIST)は、

1971年の政府間会議において、その原則（基本哲学）、事業目的および実施体制について合意され、1972年の第17回ユネスコ総会で新規事業として創設されました。目指す世界科学情報システムは一挙に構築できるものではなく、長期間国際協力の実績を積んだ後に結果として出来上がるものという認識のもと、当初は基礎科学、応用科学および技術の分野に絞り、順次人文・社会科学に広げていくこと、科学技術情報は一国内で自己完結できないこと、新種の情報サービス開発を促進する事業を実施する前に利用者のニーズを把握する必要があることといった原則が確認され、事業目的の中では「システム相互接続ツールの改善」と「途上国における科学技術情報[システムの改善]」に重点が置かれました。前者を受けたプロジェクトとしては、機械で読み取れる世界蔵書目録の作成とこれを基にした referral サービスの世界ネットワークの創設の検討、書誌情報の標準化、異なるシステムで使われているファイルの変換プログラムの開発などがあります。事業の企画・実施を管理する機関として18の加盟国からなる UNISIST 運営委員会（Steering Committee）が設置され、日本もその最初のメンバーになりました。

UNISIST は自然科学分野の事業として始まりましたが、1974年の第18回ユネスコ総会では、コミュニケーション分野の事業として、国レベルの文書情報基盤の構築を支援する National Information Systems (NATIS)が発足しました。1976年の第19回ユネスコ総会では、この二つの事業が統合され、総合情報計画（General Information Programme ; PGI）が創設されました。総会前の事業・予算案では UNISIST は第2部（事業費の部）第2章（自然科学）に、NATIS は同部第4章（文化&コミュニケーション）に記載されていましたが、その内容は総会後に発行された事業予算書では総合情報計画のために設けられた新たな一章に移されました。PGIには30か国で構成される政府間理事会（Intergovernmental Council）が設けられ、我が国は最初のメンバーになりました。

その後のユネスコの事業全体の中での PGI の位置づけは様々なプログラム領域に間を行き来していますが、事業自体は1999年の第30回ユネスコ総会で情報学分野の専門家の育成や基盤の整備に関する国際協力や各国の努力を促す政府間情報学計画（Intergovernmental Informatics Programme ; IIP）と統合されるまで存続し、情報政策の策定、標準やガイドラインの作成・普及、専門家の養成、図書館・文書館運営の改善、地域ネットワークの強化などを目的とした活動が実施され、地域レベルの事業も数多く実施されました。アジア太平洋地域では、1983年に Regional Network for the Exchange of Information and Experiences in Asia and the Pacific (ASTINFO)が設立され、我が国（文部省）は会議への参加や会議のホストのみならず、この事業を担当するアソシエイト・エキスパートを派遣したり、信託基金を拠出したりするなどの貢献を行いました。

他の政府間プログラムに比べると PGI はやや地味で、国内の関係者も少ないという印象を受けましたが、1992年に創設されたプログラム「世界の記憶(Memory of the World)」は特筆に値するかもしれません。人類にとって貴重な本や文書(記録物)を保存し、またそれへのアクセスを容易にすることを目的としたプログラムで、危機にさらされた本や文書のリストの作成を伴うものでした。プログラムの性格は世界遺産に類似していません(「記録遺産」とも呼ばれる)が、世界遺産のように条約は作られず、リストに登録する案件の決定も政府間の委員会(世界遺産であれば世界遺産委員会)ではなく、国際諮問委員会の推薦に基づいて事務局長が行っていました。1993年9月に国際諮問委員会の最初の会合を開催、翌年の第27回ユネスコ総会で事業・予算(1994~1995年)に正式に位置づけ、1995年に登録事業を開始、1997年に最初の案件が登録されました。2017年までに429件が登録され、日本からも7件が登録されています。ただし、1999年の第30回ユネスコ総会でPGIとIIPの統合が決定され、2001年1月にInformation for All Programme(IFAP)が創設されて以降は、「世界の記憶」はIFAPとは別事業として運営されています。

「世界の記憶」プログラムでは、案件の登録を個人が申請することも可能で、国が関与する余地がなかったことから、加盟国が望まない案件も登録されうる仕組みとなっていました。この問題が表面化したのが、2015年10月の「南京事件」に関する資料の登録でした。南京事件の証拠とされている資料の中には疑わしいものが多くあることはこれまで指摘されてきたので、日本政府は本件登録についてかなり強く当時の事務局長に抗議するとともに、関係者(国)にとって疑義のある資料について反論する機会も与えられず、専門家による非公開の審査だけで貴重なものと認定される制度上の問題を改善するよう働きかけました。これを受けて、国際諮問委員会は、より透明性のある審査過程を導入する検討を直ちに開始しました。2017年6月の最終報告書では、申請案件を公開してコメントを受け付け、疑義のある案件については関係者で協議を行う方式(2018-2019年の申請・登録から適用)が提案され、同年10月の第202回ユネスコ執行委員会です承されるとともに、事務局長に包括的な見直しを検討することが要請されました。

この間にも、2016年に韓国から慰安婦関連の資料の登録申請がなされていましたが、2017年12月には、上記の包括的な見直しが終了するまで申請・登録を凍結するとの通知がユネスコ事務局長から発出され、翌年10月の第205回執行委員会では、希望する加盟国からなるワーキング・グループを設置して制度改善を検討することが決定されました。その後ワーキング・グループによる長い協議を経て、2021年4月の第211回ユネスコ執行委員会で最終的な制度改正がなされ、「世界の記憶」の申請・登録が再開さ

れました（再開後の最初の申請締切は同年 11 月末で、我が国からは「浄土宗大本山増上寺三大蔵」と「智証大師円珍関係文書典籍－日本・中国の文化交流史－」を申請）。新たな制度では、2017 年の国際諮問委員会の提案からさらに一步踏み込んで、申請は加盟国政府を通じて行うこと、登録の最終決定は執行委員会で行うこと、対立案件は当事国間で解決するまで登録されないことなどが盛り込まれました。新制度は、既に申請済みの案件には適用されませんが、その場合であっても、制度改正の趣旨を踏まえた対応が望まれます。

そもそも、南京事件や慰安婦問題など、歴史上の（かなり前の）事実認定に関して第三者が判定することは可能でしょうか。お互いの主張に大きな隔たりがあっても、溝を埋める努力は当事者間で行うべきであり、二国間で解決できないからといって、ユネスコに持ち込んでお墨付きを得ることで自分たちの主張を正当化するというやり方は、相互理解を通じて平和のとりでを築くというユネスコの精神に反しているように思います。

以上、断片的ではありますが、ユネスコのコミュニケーション・情報分野の事業について記述してきました。ほかにも 1980 年の第 21 回ユネスコ総会で設置された「国際コミュニケーション開発計画（International Programme for the Development of Communication ; IPDC）」があり、今でも続いています。これは、途上国におけるメディアの発展を促す事業で、日本も創設当初は政府間理事会のメンバーに入っていました。1997 年の第 29 回ユネスコ総会以降は外れています。1985 年の第 23 回ユネスコ総会で創設された IIP には日本は参加しませんでした。PGI と IIP が統合して生まれた IFAP については、当初は政府間理事会のメンバーに入っており、信託基金も拠出していましたが、2005 年を最後に拠出をやめ、政府間理事会のメンバーからも外れました（2019 年の第 40 回総会時にメンバーに復帰）。政府間プログラムとしては、「南京事件」関連文書の登録以降、コミュニケーション・情報分野の日本の関心は「世界の記憶」事業に集中しており、2017 年以降は「世界の記憶」信託基金をユネスコに拠出しています。



### 町田 大輔

1986年（昭和61年）、文部省（現文部科学省）に入省。文部科学省・文化庁内の各部局のほか、他省庁、地方、独立行政法人、大学、研究所で様々な業務に携わったが、科学と国際分野の経験が比較的長い。1996～2002年、旧文部省国際学術課課長補佐、在仏日本大使館（ユネスコ代表部）一等書記官、文化庁国際文化交流室長、文部科学戦略官としてユネスコに関わった。2023年3月より、独立行政法人 国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）所長。

ユネスコ未来共創プラットフォームポータルサイトより  
全20回の寄稿文をお読みになれます →

